－ 検討結果の区分 －

■採　用 ：意見に基づき案を修正するもの

■不採用 ：意見を案に反映しないもの

■既記載 ：既に案に盛り込まれているもの

■参　考 ：案には盛り込めないが、今後の参考とするもの

■その他 ：意見として伺ったもの

パブリックコメントに対する検討結果

【石狩市手話に関する基本条例素案（概要）】

－ 意見の検討経過 －

１０月２日～２９日　保健福祉部検討

１１月７日　石狩市長決定

●パブリックコメントの実施期間

（平成２５年９月２日～１０月１日）

NO	素案概要の意見の箇所等	意見の要旨	検討内容	検討結果の区分
１	条例を制定する理由	手話は、音声言語である日本語と異なる言語であるということを理解してもらう意味でも、また、手話はろう者が思考する時に使う言語で、ろう者がつくったということがとても重要と思いますがいかがでしょうか	手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手話がろう者によってつくられ、発展している言語であるということは、市としてもその歴史的な背景を大切にしなければならないと思っています。条例の制定理由において、「手話は、ろう者が物事を考え会話する時に使う言葉として育まれてきました。」ということを記載しており、条例案を作成する際も、条例の前文においてその内容を盛り込みます。	既記載
２	２ 目的	２目的の⑵の文書の「社会参加」は、ろう者が社会参加するのは当然のことで、「社会参加」と「安心して暮らすことができる」は同じ意味合いの言葉が繰り返されている感じを受けるので、次のように修正したらどうでしょうか ⑵ 手話を使用する市民が自立し、安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目指します。	いただきましたご意見を参考に、条例の目指すべき目的を、「手話を使用する市民が、手話により、自立した日常生活を営み、社会参加をし、及び心豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与すること」とし、内容を明確化するとともに、同じような意味合いの言葉を繰り返さないように修正いたします。	一部採用
３	３ 手話による意思疎通を図る権利の尊重	「市民が言語である手話により、意思疎通を円滑に図る権利」について、この表現は「手話で相手とコミュニケーションすること」を権利と位置づけているよう	「手話による意思疎通を図る権利の尊重」とは、障害者の権利に関する条約（仮称　現在日本は未批准）第２１条で保障されてい	採用

		に思えますが、そこまで権利を拡大することには疑問があります。このことは、通常の音声言語を使う場合に置き換えて考えれば分かると思います。音声言語で自分の考えを表現することは表現や言論の自由に由来する「権利」でしょうが、その表現を相手が理解する（＝意思疎通）ことまで表現者の「権利」とする考え方は行き過ぎだと思います。「意思を手話により表現すること」を権利と位置づけるぐらいが適切なのではないでしょうか？	る「表現及び意見の自由についての権利」を日本国憲法に定められている基本的人権として、条例の中でより具体化したものとして定めようとするものです。このことは、１人対１人の意思疎通だけでなく、手話通訳者を介しての意思疎通を図ることも含めて広い意味で、意思疎通を図る権利として市では捉えていますが、一方で、ご意見のような考え方もあることを踏まえて、「意思疎通を図る権利」ではなく、「意思を伝える権利」となるように表現を修正いたします。	
４	３ 手話による意思疎通を図る権利の尊重	「その権利は最大限尊重」とありますが、ここは「尊重」で十分、「最大限」は削除された方がよいと思います。その方が条例の趣旨にそってなじみ易いと思います。	ご意見を踏まえ、「最大限」という表現を削除いたします。	採用
５	４　市の責務	市の責務が目的と表現が重複しているので、次のように修正することを提案します。 「市の責務として、２の目的の実現をするために広く、市民の理解と協力を呼びかけ、手話をする市民が安心して暮らせる地域社会の実現のための施策を講ずることとします。」	ご意見を踏まえ、２の目的と４の市の責務の言葉が重複しないように条例における表現を修正いたします。なお、具体的に表現する語句につきましては、市として引き続き検討して参ります。	採用

６	５　市民の責務	市民には「２の目的実現に向けて協力するよう努める」責務があるとのことですが、表現の問題かもしれませんが、市民に期待する役割はもっとポイントを絞るのが通常の法令の規定振りのような気がします。例えば障害者基本法で定める国民の責務は、「法の目的実現に向けて協力する」ではなく、「法が目指す社会の実現に寄与するよう努める」です。	ご意見を踏まえ、市民に期待する役割を明確化した表現となるように修正いたします。なお、具体的に表現する語句につきましては、市として引き続き検討をして参ります。	採用
７	６　施策に関して	保育園、幼稚園、小・中学校において、子どもたちが手話やろうあ者に触れながら、その理解をする機会をつくっていって欲しい。	ご意見につきましては、６の施策の推進方針を策定する際に、「手話の普及及び理解の促進のための施策に関する事項」を定める際の参考とさせていただきます。	参考
８	６　施策に関して	年齢を問わず、聞こえづらい方は手話が使えないという意見を多々聞くことがありますので、手話の勉強を月に何度か行われてはいかがでしょうか	ご意見につきましては、６の施策の推進方針を策定する際に、「手話の普及及び理解の促進のための施策に関する事項」として、その内容を検討する際の参考とさせていただきます。	参考
９	施行期日等	２　条例を施行した後に、その内容について検討を加え、必要に応じて見直すこととします。とありますが、見直しをする際は、その内容について当事者の意見を十分に聞く必要があると思います。	ご意見につきまして、条例の見直しをする際には、検討会を設置するなど、当事者の意見を十分に聞くことができるように配慮して、進めて参ります。	参考
１０	全体	条例案の内容になるような社会が実現できるように、（私は）地道に活動をしてきました。行政がこのような条例をつくるということに驚きました。	条例素案に掲げるような地域社会の実現をするためには、条例を制定した後に、継続的に取組みをしていくことが重要であると	その他

		条例案のような社会を実現できるように取組みを続けていくことが、聞こえない、聞こえづらい人だけでなく、全ての人の希望になります。	認識しており、その仕組みがつくれるように努力して参ります。	
１１	全体	条例の制定についての考えには大いに賛同し、期待をしています。そして、この条例が目的の２にあります、手話を使用する市民が、安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与されることを切望します。	条例の目的に掲げる地域社会の実現をするため、具体的な取組みを条例の制定後も進めて参ります。	その他
１２	全体	健常者が障がい者の理解が少ないと感じられるのは、お互い触れ合う機会が少ないからだと思います。意見交換などをして、お互い理解しあえる環境づくりをお願いします。障がい者を理解していただいた大変素晴らしい条例だと思います。	制定を目指している条例は、障がい者の支援施策ではなく、言語である手話を使う市民にとって、手話が使いやすい環境をつくるというまちづくり的な観点からその取組みを進めるものですが、いただいた意見につきましては、手話やろう者のことを知っていただくために、重要なことであると認識しており、施策を進めるにあたって、ご意見のような視点を大切にしていきたいと思います。	その他